

よくあるお問い合わせ（Q&A）

《 1 時間短縮営業要請について 》

1. 重点措置の要請期間を教えてください。

○ 以下のとおりの要請期間になります。

【いわき市】：令和3年8月8日（日）から令和3年9月30日（木）まで

【郡山市】：令和3年8月23日（月）から令和3年9月23日（木）まで

【福島市】：令和3年8月26日（木）から令和3年9月23日（木）まで

2. 要請の時間帯を教えてください。

○ 午後8時から翌午前5時までの時間帯の営業自粛になります。

○ なお、イベント開催時（映画館の上映を含む）については、午後9時から翌午前5時までの営業自粛になります。

3. 要請の対象施設を教えてください。

○ いわき市、郡山市、福島市に所在し、建築物の床面積が1,000㎡を超える施設であり、新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づく要請対象施設になります。

○ 具体的には以下の施設が対象となります。（要請対象大規模施設）

	特定大規模施設 (1,000㎡超の施設)	イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)
対象施設	○映画館等 (映画館、プラネタリウム) ○商業施設 (ショッピングセンター、ホームセンター等)【生活必需物資売場を除く】 ○遊技場(パチンコ店、ゲームセンター等) ○屋内運動施設(スポーツクラブ、ボウリング場等) ○サービス業(ネイルサロン・スーパー銭湯等)【生活必需サービスを除く】 ○飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設(個室ビデオ店、カラオケボックス等)	○劇場等(劇場、観覧場、演芸場等) ○集会・展示施設(集会場、展示場、貸会議室) ○ホテル等(集会の用に供する部分に限る) ○屋外運動施設(野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等) ○遊技場(テーマパーク、遊園地) ○博物館等(美術館、水族館、記念館等)

※ 詳細は、「別紙4 大規模施設等協力金 時短要請対象施設（飲食店等以外）・施設コード一覧」確認してください。

《 2 大規模施設等協力金の概要について 》

1. 大規模施設等協力金の対象事業者を教えてください。

- 以下の者が対象となります。
 - ① 特定大規模施設の運営事業者
 - ② 要請対象大規模施設（特定大規模施設またはイベント関連施設）内に入居するテナント事業者
（※テナント事業者が入居する施設が時短営業に協力することが必要）
- また、以下の場合には対象外です。
 - ① 要請対象大規模施設における 1,000 m²超のイベント関連施設の運営事業者
 - ② 国及び地方公共団体その他これに類する法人（指定管理方式により施設を運営する法人・団体含む）
 - ③ 国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の交付を受けている場合
 - ④ 本来の営業時間が午後 8 時以前の場合

2. 大規模施設等協力金はいくらもらえるのか。

- 大規模施設等協力金は以下の方法により算定しますが、正確な交付金額については、提出いただいた交付申請書等を踏まえて決定します。

< 特定大規模施設運営事業者 >

- 時短要請に協力した日ごとに 1 日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。
- 1 日あたりの交付額
＝ 特定大規模施設の自己利用部分面積^{※1} に係る単位数^{※2} × 20 万円 × 「時短要請に応じて短縮された営業時間 / 要請対象日の本来の営業時間」
※1 特定大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積
※2 1,000 m² を 1 単位としてカウントし、単位未満は切り捨てます。（例：
0 ~ 2,000 m² 未満は 1 単位、2,000 m² 以上 ~ 3,000 m² 未満は 2 単位）

< テナント事業者 >

- 時短要請に協力した日ごとに 1 日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。

- 1日あたりの交付額
＝テナント店舗面積^{※3}に係る単位数^{※4}×2万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」
- ※3 一般消費者向け事業を営むテナント事業者が特定大規模施設または1,000㎡超のイベント施設から賃借又は分譲された専用の区画面積
- ※4 100㎡を1単位としてカウントし、単位未満は切り捨てます。（例：200㎡未満は1単位、200㎡以上～300㎡未満は2単位）

3. 大規模施設等協力金への加算措置はあるのか。

- 加算措置については以下の3つがあります。
 - ① テナント事業者等把握管理にかかる追加協力金【該当施設のみ】
 - ・「テナント事業者に対する協力金」の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が、合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限り、追加で支給します。

以下の計算式により時短営業に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。

★1日あたりの交付額
＝特定大規模施設内で営業する「テナント事業者等に対する協力金の対象となる店舗及び特定百貨店店舗数」×2千円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」
 - ② 特定百貨店店舗に係る追加協力金【百貨店等】
 - ・特定百貨店店舗をもつ特定大規模施設（百貨店等）に対し、追加で支給します。

以下の計算式により時短営業に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。

★1日あたりの交付額
＝特定百貨店店舗数×2万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」
 - ③ 映画館運営事業者に係る追加協力金【映画館のみ】
 - ・特定大規模施設に該当する映画館である場合に限り、以下の計算式により時短営業に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。

★1日あたりの交付額

＝常設スクリーン数×2万円×「時短要請に応じたことで上映できなくなった映画の回数/本来の上映回数」×2単位（※）

※1単位分は映画館運営事業者分、残りの1単位は映画配給会社分となり、2単位をまとめて映画館運営事業者に支給します。

4. 「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」とは具体的にどのようなものか。

○具体例を以下に示します。

	本来の営業時間	時短中の営業時間	時短要請に応じて短縮された営業時間	「時短要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間」
A	9時～22時（13時間）	9時～20時	2時間（22時 - 20時）	2時間/13時間
B	10時～21時（11時間）	9時～20時	1時間（21時 - 20時）	1時間/11時間
C	10時～21時（11時間）	10時～19時	1時間（21時 - 20時）	1時間/11時間
D	9時～22時（13時間）	休業	2時間（22時 - 20時）	2時間/13時間
E	10時～20時（10時間）	8時～20時	0時間（対象外）	0（対象外）
F	9時～20時（11時間）	9時～18時	0時間（対象外）	0（対象外）
G	5時～翌5時（※29時） （24時間営業）	5時～20時	9時間（29時 - 20時）	9時間/24時間

《 3 対象の事業者について 》

1. 特定大規模施設の所有者と運営事業者が異なるが、大規模施設等協力金の対象はどちらか。

○ 施設の運営事業者が協力金の対象になります。なお、運営事業者とは、特定大規模施設の運営により収益を得る者であって、営業時間の短縮を決定できる権限を有する者を指します。

2. 飲食店営業許可があり、飲食店向け時短協力金を受けている1,000㎡を超えるカラオケ店等の遊興施設は、大規模施設等協力金の対象となるか。

○ 飲食店向け時短協力金の対象の場合は、大規模施設等協力金の対象外です。

3. 運営する大規模施設内に直営の飲食店があり、飲食店向け時短協力金を受給しているが、当該飲食部分とは別に他の業種の面積があり、それぞれが分かれている場合、他の業種部分は大規模施設等協力金の対象となるか。

- 面積等で飲食部分とその他業種部分を切り分けることが可能であれば、その他業種部分は大規模施設等協力金への申請も可能です。
（飲食部分の面積は、交付単価の算定にあたり、自己利用部分面積に含むことができません。）

【例】

床面積 1,000 m²を超えるポーリング場事業者で、飲食以外の自己利用面積が 1,900 m²、直営の飲食部分が 200 m²に切り分けが可能な場合、1,900 m²（1 単位）のみが特定大規模施設としての自己利用部分面積となります。

【申請時の計算】

「別紙3 自己利用部分面積算定シート」のうち、自己利用部分面積からの控除項目である「直営の生活必需物資販売等の区画面積」欄に、当該飲食店部分の面積（例の場合 200 m²）を追加して、生活必需物資販売等の面積と合わせて自己利用部分面積から控除するようにしてください。

《 4 交付要件について 》

1. 対象となる 1,000 m²超の面積はどのように計算するのか。

- 登記事項証明書、賃貸借契約書等の書類により、建築物の床面積の合計（延床面積）を確認します。
- 原則、複数の建築物の面積は合計しませんが、百貨店等や施設管理者が管理するショッピングモール、同一敷地内に複数の建築物がある場合は合計します。ただし、独立した複数の施設であると考えられる場合は合計しません。
- 施設の敷地内に存在する建築物の面積を対象とするため、建築物が存在しない土地（屋外駐車場等）や工作物等の面積は計算に含めません。

2. テナントとして入居しているが、店舗面積が 1,000 m²超の場合は、特定大規模施設運営事業者として申請が可能か。

- 当該店舗が要請対象であり、時短営業の決定権を有している場合は、特定大規模施設運営事業者として申請できます。

3. 何時まで時短営業すれば大規模施設等協力金の対象となるか。

- 5時から20時（イベント開催（映画上映含む）の場合は21時まで）までの営業時間短縮にご協力いただいた事業者が対象となります。

4. 本来は21時まで営業しているが、自主的に18時閉店とした場合、大規模施設等協力金の算定の対象となるか。

- 20時から21時までの1時間分についてのみ対象となります。
県の要請を超える時短営業の部分（18時から20時まで）は算定の対象となりません。

5. 本来は22時まで営業しているが、自主的に休業した場合は、大規模施設等協力金の対象となるか。

- 上記の場合は、20時から22時の2時間分が対象となります。
休業した部分のうち、県の要請を超える分は対象となりません。

6. 定休日は対象となるか。

- 要請に応じて短縮した営業時間に対して大規模施設等協力金を交付することから、定休日は対象となりません。

7. 始業を遅くした部分は対象となるか。

- 対象となりません。
（例1：本来の開店が午前3時で、開店を午前5時に遅くした場合）
（例2：本来の開店が午前10時で、開店を午前11時に遅くした場合）

8. 特定大規模施設内でエリア・店舗ごとに本来の営業時間が異なる場合は、本来の営業時間の考え方はどうすればよいか。

- 自己利用部分面積（直営）の店舗または入居するテナント事業者向け協力金の対象テナントのうち、最も遅い営業時間を本来の営業時間としてください。
※ テナント事業者向け協力金で、店舗内で本来の営業時間が異なる場合も同様に最も遅い時間を本来の営業時間としてください。

9. 本来の営業時間はどのように考えるのか。

- 時短要請期間前の営業時間を基準としてください。
- 時短要請期間中に営業を開始した場合は、本来計画していた営業時間を基準としてください。
- 要請前からすでに時短している場合は、コロナ禍前の営業時間を基準としてください。

10. 通常の営業時間に分単位の端数がある場合は、どのように取り扱うのか。

- 30分以下は0.5時間、30分超60分未満は1時間として取り扱います。

《5 特定大規模施設運営事業者向け協力金について》

1. 自己利用部分面積は、どのように計算するのか。

- 特定大規模事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、時短要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積（生活必需物資販売等の店舗を除く）になります。

（1）大規模小売店舗立地法の適用がある施設（ショッピングセンター等）

大規模小売店舗立地法第2条第1項の店舗面積（A）から、以下のB～Dを除外し、E～Fに該当がある場合はその面積を加算します。

◎除外する面積

- B：テナント事業者の区画面積
- C；特定百貨店店舗の区画面積
- D：直営の生活必需物資販売等の区画面積

◎加算する面積

- E：施設の屋内にある、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられた実績がある広場や通路の面積
- F：大規模小売店舗立地法の店舗面積に含まれない面積のうち、直営で一般消費者向け事業の用に供している面積

$$\text{「自己利用部分面積」} = A - B - C - D + E + F$$

（２）大規模小売店舗立地法の適用がない施設

◎当該施設の面積（A）から、次の面積を除外した面積になります。

B：テナント事業者の区画面積

C：特定百貨店店舗に賃貸、分譲、分配している区画面積

D：直営の生活必需物資販売等の区画面積

E：階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等の、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

$$\boxed{\text{「自己利用部分面積」} = A - B - C - D - E}$$

2. 生活必需物資販売等の店舗や、テナント事業者店舗の区画面積を除いて、自己利用部分面積を計算したところ 1,000 m²未満だが、大規模施設等協力金の対象となるか。

- 対象となります。自己利用部分面積が 1,000 m²未満の場合は、1,000 m²（1 単位）とみなして計算します。
また、自己利用部分面積がゼロの場合も 1,000 m²（1 単位）とみなします。

3. 運営する特定大規模施設内に入居するテナントのうち、生活必需物資販売であるスーパーは時短営業していないが、特定大規模施設運営事業者向け協力金の対象となるか。

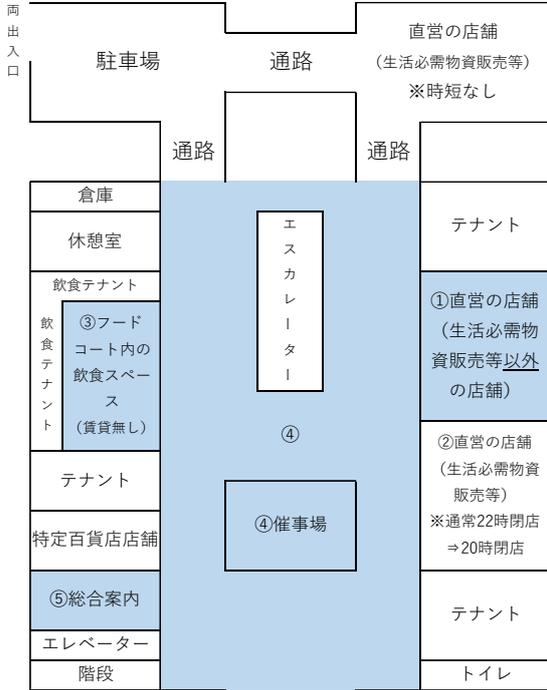
- 生活必需物資販売のように要請対象外のテナントが時短営業していなくても、その他の部分で時短営業を行っていれば対象となります。

4. 自己利用部分面積の具体的な算定方法を知りたい。

- 以下に例を示します。
申請時は「別紙 3 自己利用面積算定シート」を使用して積算してください。
○ 面積が 2,000 m²以上の場合に提出となる、「自己利用部分面積が確認できる図面」について、以下の例を参考に、自己利用部分面積が判別できるように色塗りし、「別紙 3」に記入した面積と対応する場所が判別できるよう、図面に任意の番号と面積を記載してください。

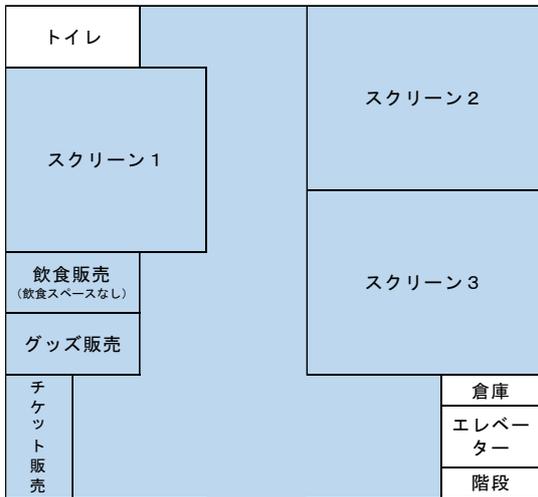
（１）ショッピングモール（大規模小売店舗立地法対象）

※特記がない場合は通常22時閉店



- ・直営の店舗で、生活必需物資販売等以外の場合は自己利用部分面積に含めます（①）
 - ・直営で生活必需物資販売等を行っている店舗が時短営業した場合でも、自己利用部分面積には原則として含まれません。（②）
 - ・フードコート内の飲食スペースは、テナントの飲食店に賃貸していなければ、自己利用部分面積に含めることができます。（③）
 - ・集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある店内の広場や通路等は、自己利用部分面積に含めることができます。（④）
 - ・施設が直営で運営するサービス施設等（案内所、サービスカウンター等、一般消費者に対するサービス施設）は、自己利用部分面積に含めることができます。（⑤）
- ※敷地内の屋外部分は自己利用部分面積に含めることはできません。（催事等の実績があっても算入不可）

（２）映画館



- ・上映室（スクリーン1，2，3）は、自己利用部分面積に含みます。
 - ・飲食スペースがない直営の飲食物販売店舗（飲食店向け時短協力金の対象外店舗）は、自己利用部分面積に含めることができます。
- ※飲食店向け時短協力金の対象となる部分の面積は除きます。（飲食スペースが設けられている場合等）

《6 テナント事業者等把握管理に係る追加協力金について》

1. 把握管理の店舗数の対象となる「テナント事業者向け協力金の対象となるテナント店舗」とは、どういうテナント店舗を指すのか。

○ テナント事業者向け協力金の交付要件を満たしているテナント店舗です。実際に各テナントが申請を行ったかどうかの確認は不要です。

なお、各テナントが飲食店向け時短協力金の交付対象となる場合、本来の閉店時間が20時を超えない場合、時短営業を行っていない場合は、対象となるテナント店舗数には含みません。

2. 飲食店は、把握管理に係るテナントの対象店舗に含まれるのか。

○ 飲食店向け時短協力金の対象となるテナントは、飲食店向け時短協力金の受給の有無に関わらず、把握管理に係るテナントのカウントには含みません。

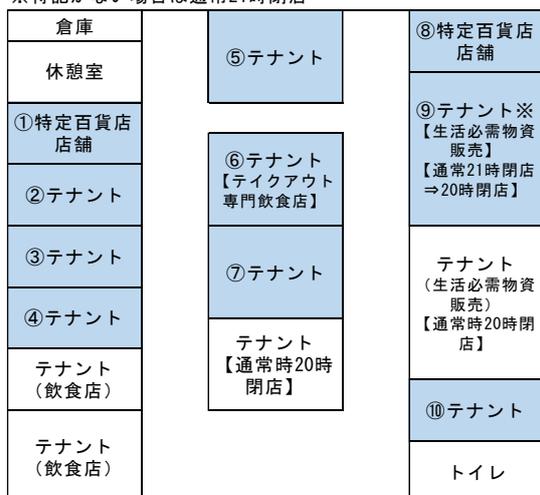
ただし、飲食店であっても、飲食店向け時短協力金の対象とならない店舗（テイクアウト専門店等）は対象店舗数に含むことができます。

3. テナント把握管理に係る対象テナント数の具体的な算定方法を知りたい。

○以下に例を示します。

本事例は、テナント事業者協力金の対象となるテナント店舗及び特定百貨店店舗の合計が10店舗となるため、追加協力金の対象となります。

※特記がない場合は通常21時閉店



・合計店舗数が10店舗未満となる場合は、追加協力金は対象外です。
 ・通常営業が20時前閉店のテナント店舗や飲食店は含みません。
 ・飲食店向け時短協力金の対象外となるテイクアウト店は対象となります。(⑥)
 ・生活必需物資販売や生活必需サービスの提供を行っている店舗がやむを得ず時短営業した場合は、追加協力金の対象とできます。(⑨)

… 追加協力金の対象としてカウントするテナント

4. ATM、自動販売機、コインロッカー等をテナント数に含めてよいか。

- 上記のような無人販売・サービス機器はテナント数には含めません。

5. テナント事業者向け協力金の対象店舗と特定百貨店店舗を合計して、10店舗に満たない場合、この部分の提出書類は不要でよいか。

- 10店舗未満の場合は、テナント事業者等把握管理に係る追加協力金の対象となりませんので、書類の提出は不要です。

ただし、合計が10店舗未満でも特定百貨店店舗がある場合は、特定百貨店店舗に係る追加協力金の対象となりますので、特定百貨店店舗に係る書類のみ提出してください。

《7 特定百貨店店舗に係る追加協力金について》

1. 特定百貨店店舗が個別に申請できるのか。

- 店舗が個別に申請することはできません。百貨店等の運営事業者が特定百貨店店舗分の追加協力金も含めて申請することになります。

なお、特定百貨店店舗1店舗あたりの追加協力金については、最終的に百貨店等運営事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定しています。

《8 テナント事業者向け協力金について》

1. 店舗面積100㎡未満のテナントはテナント事業者向け協力金の対象となるか。

- 対象となります。面積100㎡未満のテナント事業所面積は、1単位（200㎡未満）として取り扱います。

2. テナント店舗内のバックヤード、作業場、休憩スペース等は、店舗面積に含めてよいか。

- 店舗として契約している面積にバックヤード、作業場、休憩スペース等が含まれている場合は、店舗面積に含めることができます。

なお、店舗と別に単独で借りている倉庫、駐車場等は店舗面積に含めません。

3. 入居する要請対象大規模施設の時短営業により、営業時間を短縮せざるを得なかった生活必需物資販売等のテナントは対象となるか。

- 入居する施設から時短営業を行うよう指示があった場合や、テナントまでの唯一の入店経路が大規模施設運営事業者の判断により閉鎖されるなど、やむを得ず時短営業することとなった場合は、テナント事業者向け協力金の対象となります。

4. 入居する要請対象大規模施設は時短営業をしていないが、テナントとして時短営業を行った場合は対象となるか。

- 要請対象大規模施設が時短要請に応じていない場合は、テナント事業者向け協力金の対象になりません。

5. 飲食店向け時短協力金を受け取っている場合は、テナント事業者向け協力金の対象となるか。

- 飲食店向けの協力金の対象となる場合は対象外です。

6. テイクアウト専門の飲食店テナントのため、飲食店向け時短協力金の対象外だが、テナント事業者向け協力金は対象となるか。

- 飲食店向け時短協力金の対象でなければ、テナント事業者向け協力金の対象となります。

7. 移動式店舗はテナント事業者向け協力金の対象となるか。

- 要請対象大規模施設との契約に基づき、時短要請期間に施設内で継続的に、営業を行っている移動式店舗も対象となります。

《 9 申請手続きについて 》

1. 申請の受付期間はいつからか。また、申請方法はどのようになるのか。

- 令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(木)までとなります。
- 申請方法は郵送申請または電子申請になります。

- 申請要項、様式等は、県ホームページからダウンロードできます。
電子申請のページは、県ホームページ上のリンクからアクセスできます。
必要書類を確認の上、申請してください。

2. 運営している施設（店舗）が複数ある場合、1つの申請書でまとめて申請することは可能か。

- 大規模施設等協力金はそれぞれの施設（店舗）ごとに審査や交付を行いますので、1施設（店舗）ずつ申請書及び提出書類の作成をお願いします。
なお、申請書等を郵送する場合は、所在する市が同じ施設（店舗）であれば、申請書及び提出書類を施設（店舗）ごとに揃えた上で、1つの封筒に同封の上、郵送してください。
所在市が異なる複数の施設（店舗）の場合は、郵送先の宛先が異なりますので、別々の封筒で、それぞれの市の担当宛先に郵送してください。

3. 申請書の記入項目である大規模施設のコードについて、スポーツ用品店やアウトドア用品店は、どのコードに分類されるのか。

- 生活必需物資販売等に該当しない小売店（スポーツ用品店、アウトドア用品店、古物商等）は、「別紙4 大規模施設等協力金 時短要請対象施設例（飲食店等以外）・施設コード一覧」のうち、「商業施設（物品販売業）」の「大規模小売店」に該当すると考えられますので、コード番号は「4」を記入してください。